

第 1 編 商法

第 1 章 商法総則

問題 1 商事に関し、商法に定めがない事項については、民法の定めるところにより、民法に定めがないときは、商慣習に従う。

☐☐☐

行書
H28-36-2

問題 2 会社は、定款所定の目的のいかんにかかわらず、商人である。

☐☐☐

公会
H20-1-ウ

問題 3 商人 A が、商人 B に対して A の商号をもって営業を行うことを許諾したところ、A の商号を使用した B と取引をした相手方 C は、当該取引を自己と A との取引であると誤認した。本件取引の相手方の誤認について C に過失がなかった場合、契約は A と C の間で成立し、A が当該取引によって生じた債務について責任を負うが、C は B に対しても履行の請求をすることができる。

☐☐☐

行書
H23-36-1

問題 4 商人の商号は、営業とともにする場合又は営業を廃止する場合に限り、譲渡することができる。

☐☐☐

司書
H21-35-ウ

問題 5 支配人の行為が支配人が代理権を有する商人の営業に関する行為に当たるかどうかは、当該支配人の行為の性質・種類等を勘案し、客観的・抽象的に観察して決すべきである。

☐☐☐

司書
H24-35-7

問題 6 物品の販売を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

☐☐☐

司書
H24-35-I

解答1 × 商事に関し、商法に定めがない事項については商慣習に従い、商慣習がないときは、民法の定めるところによる（商法1条2項）。

解答2 ○ 会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為となる（会社法5条）。そして、商法は、商人について、「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」をいうとしている（商法4条1項）。したがって、会社は、定款所定の目的のいかんにかかわらず、商人である。

解答3 × 本肢の場合、当該取引は、BとCとの間で成立することとなる。なお、商法は、「自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う」と規定している（商法14条）。したがって、本肢の場合、商人Aは、Aが当該取引を行うものと誤認して商人Bと取引をしたCに対し、Bと連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負うこととなる。

解答4 ○ 商人の商号は、営業とともにする場合又は営業を譲渡する場合に限り、譲渡することができる（商法15条1項）。

解答5 ○ 支配人が代理権を有する商人の営業に関する行為は、営業の目的たる行為のほか、営業のため必要な行為を含むものであり、かつ、営業に関する行為にあたるかどうかは、当該行為につき、その行為の性質・種類等を勘案し、客観的・抽象的に観察して決すべきものである、と解するのが相当である（最判昭54.5.1）。

解答6 × 支配人は、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する（商法21条1項）。これに対して、物品の販売等を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなされるが（同法26条）、商人に代わってその営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有するわけではない。